平成21年(行ウ)第49号 木曽川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件原告 小 林 収 ほか91名 被告 愛 知 県 知 事 ほか 1名

上 申 書

2012 (平成24) 年6月20日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正. 史 同 髙 森 裕 司 嶌 同 濵 将 周 同 小 島 智 史

次回進行協議期日(6月26日 午後4時15分~)において、以下の提案を検討いただくよう、上申いたします。

記

第1 上申の趣旨

証人尋問期日より前に、原告および被告から、裁判所に対し、本件の争点について説明する機会(原告側として30分程度)を設けてください。

なお、当該説明機会は、弁論期日における弁論でも、進行協議における説明 その他正式な期日でない事実上の説明会でも構いません。

第2 上申の理由

原告・被告双方の主張もほぼ出尽くし、証人尋問期日を迎えようとしている 段階で、裁判所の構成が大きく変わりました。新たな構成の裁判所に、現時点 で、本件の争点を明確に意識し、問題の所在を十分に把握しておいていただい くことが、証人尋問をより意義あるものとするために大切だと考えます。

以上